

令和5年度 第1回 県部活動地域移行連絡会 開催要項

1 趣 旨

公立中学校の部活動地域移行の推進について各市町村の関係者で共通理解を図るとともに、より効果的、効率的な部活動の在り方や運営について情報を共有し、互いに連携を図ることで部活動の地域移行の推進や部活動改革につなげることを目的に開催する。

2 主 催 神奈川県教育委員会

3 日 時 令和5年5月17日(水) 13:30 ～ 16:00 (受付13:10～)

4 開催方法 オンライン (Zoom) による開催 (詳細は裏面参照)

5 対 象

市町村教育委員会指導主事 等

市町村スポーツ主管課担当者

市町村スポーツ協会・体育協会代表者

市町村競技団体代表者

市町村生涯学習課または文化主管課担当者

市町村立中学校関係者 ※教職員、PTA役員、地域学校協働活動推進員 等

県PTA協議会代表者

県中学校体育連盟代表者、県中学校文化連盟代表者

県スポーツ協会・競技団体代表者

総合型地域スポーツクラブ代表者

スポーツ少年団代表者

文化団体代表者

県吹奏楽連盟代表者、県合唱連盟代表者、県演劇連盟代表者

県スポーツセンター

県スポーツ課

県生涯学習課

県文化課

県教育委員会指導主事または社会教育主事 等

6 内 容 (予定)

(1) 開会・あいさつ・日程説明 (13:30～13:45)

(2) 情報提供

・神奈川県教育委員会 【内容】神奈川県の方針について (13:45～14:00)

(3) 講演「休日の部活動の地域移行について～取組事例等を含めて～」 (14:05～14:55)

講師 石川 智雄 氏

(長岡市教育委員会 学校教育課 部活動地域移行室併長岡市市民協働推進部
スポーツ振興課 (公財)長岡市スポーツ協会 事務局次長)

(4) 県内実践研究報告 (15:10～15:50)

(5) アンケート記入・事務連絡・閉会

7 その他・連絡事項

- 本連絡会はオンライン（Zoom）で実施します。
- Zoomの接続テストを令和5年5月15日（月）16時30分～17時30分の間に実施します。
- ミーティングID・パスコードについては、参加申し込み時に登録したメールアドレスに送付されます。
- より多くの方や情報を共有するため、各機関より関係のスポーツ協会及び体育協会、文化団体等に参加を呼び掛けていただけると有り難いです。
- 「参加申込み」については、下記 URL からアクセス又は二次元コードを読み取り、県の電子申請システムによる申込みを令和5年5月15日（月）までをお願いします。
- ※申込みができない場合は、事務局に御連絡ください。
- ※申込みが完了すると、システムから登録したアドレス宛にメールが送信されますので、御確認ください。また、メールアドレスや端末の設定によっては「迷惑メールフォルダ」に振り分けられている場合がありますので、御承知おきください。
- ※申込み完了メールが届かない場合、正しく申込みが完了されなかった可能性がありますので、その際は事務局まで御連絡ください。

（申込フォームURL・二次元コード）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51486



神奈川県教育委員会 部活動地域移行連絡会 事務局
保健体育課 学校体育指導グループ

TEL：045（210）8312

子ども教育支援課 教育指導グループ

TEL：045（210）8217

（平日）8:30～17:15



第1回 県部活動地域移行連絡会

神奈川県の推進体制について



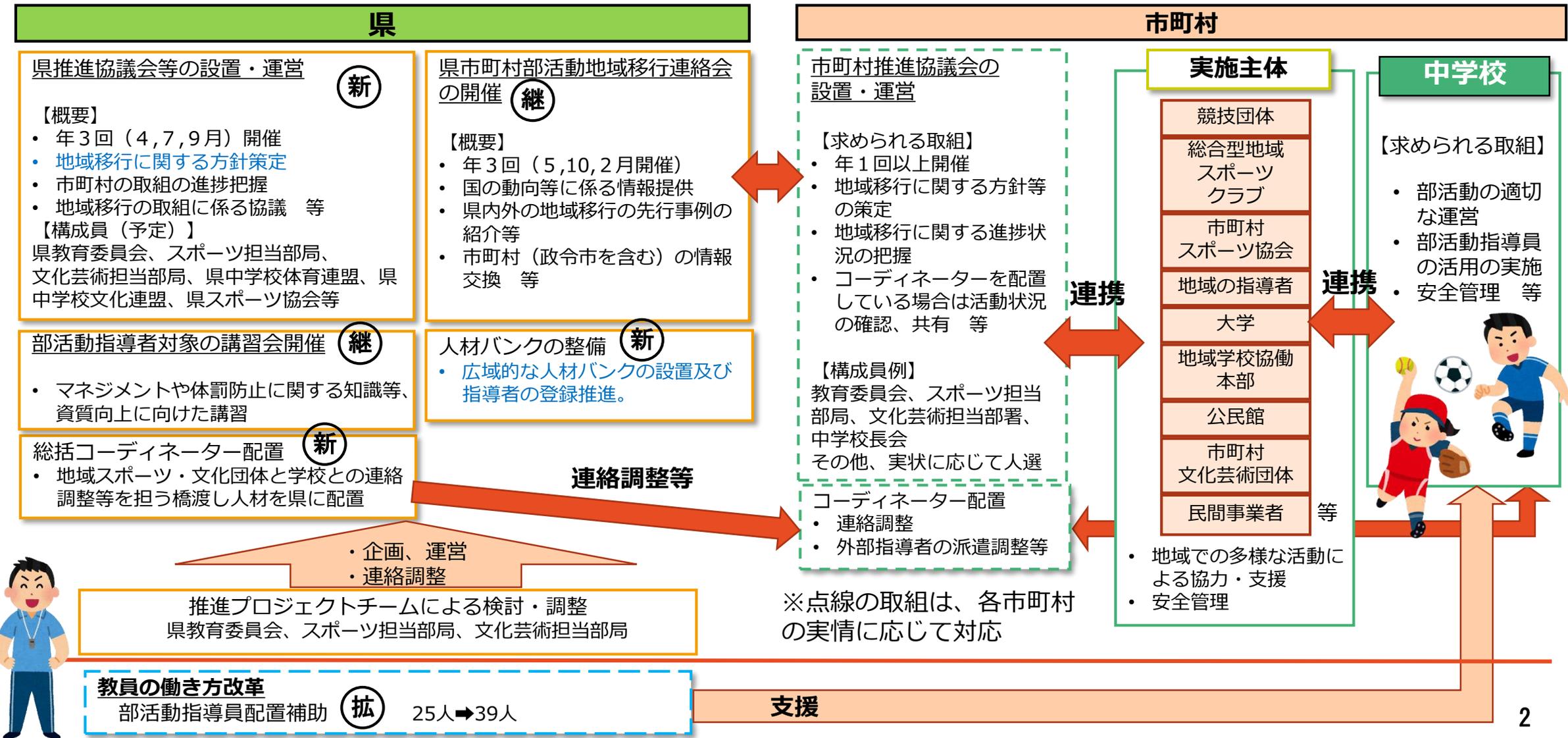
1、令和5年度 取組について

令和5年度の地域移行関連の取組について

国
スポーツ庁
文化庁

県の基本的な考え方

- 将来にわたり、中学生がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校における働き方改革も推進
- 市町村において地域移行に向けた方針等を策定する場合は、国のガイドライン及び県の方針を参考に策定
- 地域移行は、各市町村の実情に応じて段階的に推進
- 県は、積極的に進める市町村を支援・先行事例として広め、県全体の取組を押し上げる。



県部活動地域移行連絡会計画

名称	日程・会場	内容(予定)
第2回 県部活動地域移行連絡会兼第1回地区部活動地域移行連絡会	令和5年10月6日(金) 【会場】 総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 神奈川県公立中学校における部活動の地域移行に係る方針(仮称)について 取組事例等の情報提供 ・情報交換
第3回 県部活動地域移行連絡会兼第2回地区部活動地域移行連絡会	令和6年2月20(火) 【会場】 総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の実践報告(秦野市、大磯町、藤沢市、茅ヶ崎市) ・令和6年度以降に向けて課題の検討・確認 ・情報交換

時期	内容	備考
令和4年8月頃	概算要求	部活動の地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備
令和4年12月	スポーツ庁予算(案)	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動に向けた環境の一体的整備
令和5年2月上旬	令和5年度予算事業担当者向け説明会	【委託要項(案):趣旨・内容・委託経費】
令和5年2月中旬	1次調査	1次調査票の提出(実証事業において取り組む内容の概要) 【実証事業の希望】
令和5年3月上旬	2次調査	2次調査票の作成・提出 (実証事業の概要、運営体制、スケジュール、経費内訳等) 【予算を含めた具体的な事業計画】
令和5年4月	額の提示 事業計画書の提出	【2次調査を基に委託経費の査定額の決定】 事業計画書の作成・提出
	契約の締結	【実証事業開始】

方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等や文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

事業内容

I. 部活動の地域移行に向けた支援 88.1億円 新規

- ①コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
 - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
 - ・地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ②運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
 - 地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③指導者配置支援等体制整備等**
 - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
 - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。
(地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本パラスポーツ協会補助【再掲】)
- ④参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村【指定都市含む】1/2)
 - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動に参加できなくならないよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。

II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 1.4億円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3.7億円 拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施。

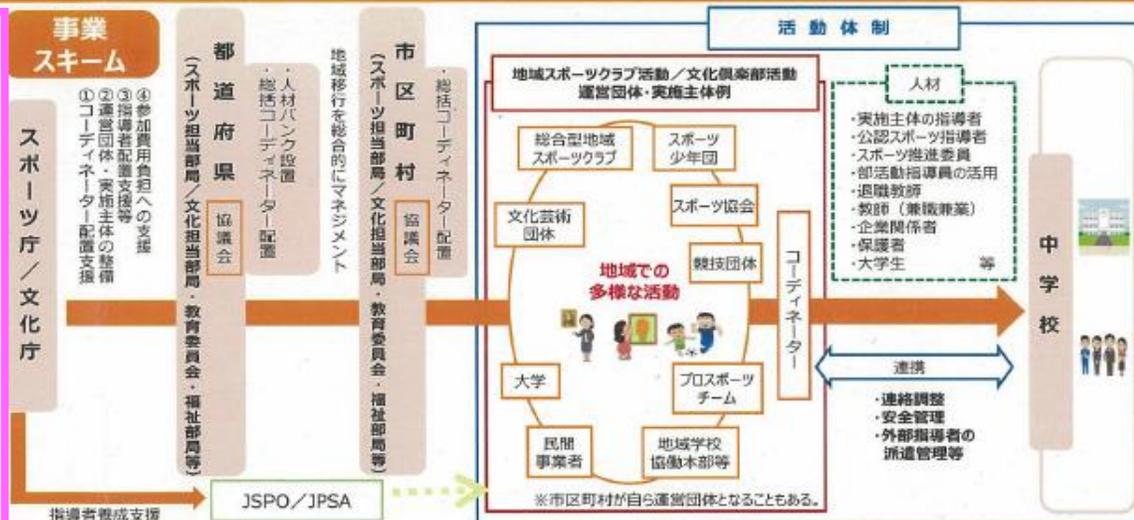
IV. 地域文化倶楽部支援事業 0.8億円 拡充

休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う。

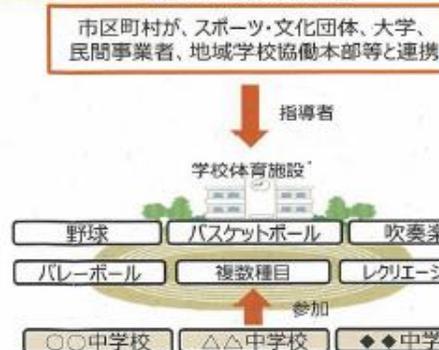
V. 中学校における部活動指導員の配置支援 23.5億円 拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

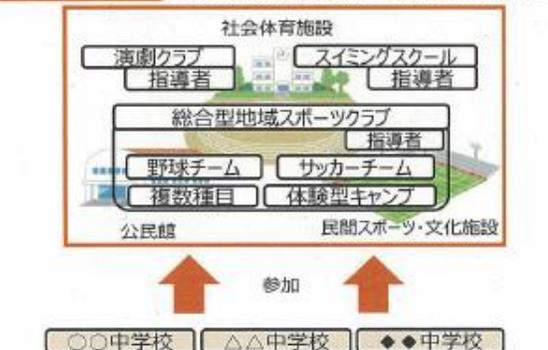
▶ **部活動指導員の配置を充実【21,000人(運動部：18,000人、文化部：3,000人)】**



体制例① <市区町村が運営団体>



体制例② <民間/総合型地域スポーツクラブが運営団体>



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロ配装置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度予算額(案)	28億円
(前年度予算額)	18億円
令和4年度第2次補正予算額	19億円



方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業(取組例)

体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導

関係団体・分野との連携強化

- スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員
- まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- 多くの部活動の移行
- 市区町村等を超えた取組

内容の充実

- 複数種目、シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動

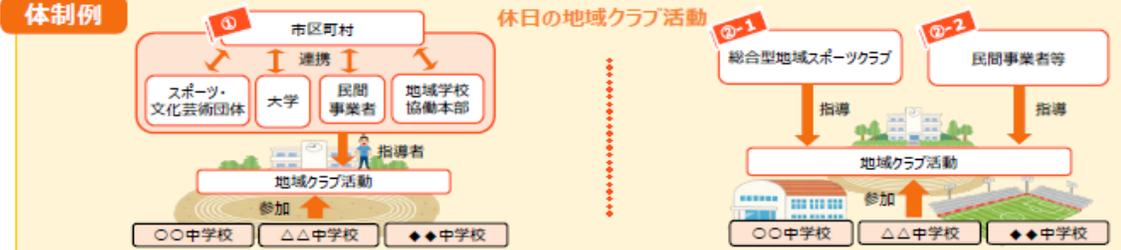
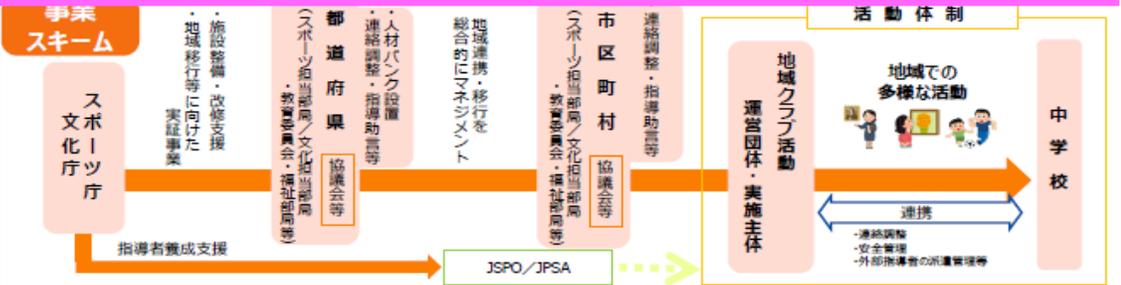
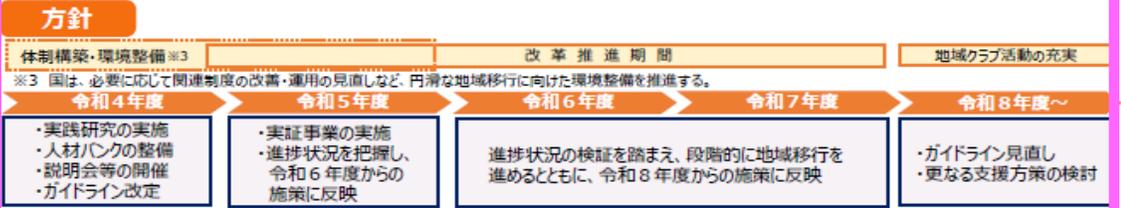
参加費用負担の支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方

学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【12,552人(運動部: 10,500人、文化部: 2,052人)】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等)。**【新規】**
- ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。
 ※4 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用

I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業

11億円

委託・新規

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。



(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）



体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保



指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導



関係団体・分野との連携強化

- スポーツ・文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員
- まちづくり・地域公共交通



面的・広域的な取組

- 多くの部活動の移行
- 市区町村等を超えた取組



内容の充実

- 複数種目、シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動



参加費用負担支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方



学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

等

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



方針

体制構築・環境整備※3

改革推進期間

地域クラブ活動の充実

※3 国は、必要に応じて関連制度の改善・運用の見直しなど、円滑な地域移行に向けた環境整備を推進する。

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度～

- ・実践研究の実施
- ・人材バンクの整備
- ・説明会等の開催
- ・ガイドライン改定

- ・実証事業の実施
- ・進捗状況を把握し、令和6年度からの施策に反映

進捗状況の検証を踏まえ、段階的に地域移行を進めるとともに、令和8年度からの施策に反映

- ・ガイドライン見直し
- ・更なる支援方策の検討



3、部活動指導員について

部活動指導員の概要

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化（平成29年4月1日施行）。

学校教育法施行規則（抜粋）

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - 生徒指導に係る対応
 - 事故が発生した場合の現場対応 等
- (3) 学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

学校設置者等による体制整備

規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

中学校における部活動指導員の配置支援事業

- ◆ 地域におけるスポーツ・文化環境の整備に向けて、適切な活動時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている **学校設置者の部活動指導員の配置を支援。**
- ◆ **各学校や拠点校において、教師に代わって部活動の指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動**とするとともに、**教師の部活動指導における負担軽減**を図る。
- ◆ 令和5年度から段階的に「休日の部活動の地域連携・地域移行」が図られる中、**平日における教師の働き方改革も急務**である。また、**休日に合同部活動**を実施する学校が増加する等、**現場から多くの要望が寄せられている。**

→部活動指導員の配置を拡充（運動部 10,500人）



活用イメージ（例）



子供たちへの実技指導や
安全・障害予防に関する知識・技能の指導



学校外での活動（大会・練習試合等）への引率

対象校種	公立の中学校、義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）
想定人材	指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
資格要件	自治体の定めによるが、 基本的には特別な資格等は必要なし

実施主体	学校設置者（主に市区町村）
補助割合	国1/3 都道府県1/3 市区町村1/3 （指定都市：国1/3 指定都市2/3）
補助対象経費	報酬、期末手当、交通費、補助金 等

部活動指導員の属性（実績例）

退職教員、非常勤講師等との兼務、地域人材、大学生等

人材確保の工夫（例）

- ✓ 「人材バンク」を設け、域内幅広く人材を確保
- ✓ 大学と連携し、大学生の部活動指導員を確保

※スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援。
 ※交通費については、人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援。
 ※支援に際しては、自治体において客観的な在校等時間の把握を行っていることを前提とする。

令和4年度事業

R5.3月中旬	実績報告書提出依頼
R5.3月末(目途)	実績報告書提出 (精算払分)

令和5年度事業

R5.2月中旬	事業計画書(案)等の提出依頼
3月上旬	事業計画書(案)等の提出
3月下旬	交付予定額通知(内示)
4月上旬	本申請提出依頼
4月下旬	本申請提出
5月下旬	交付決定通知
6月上旬	勤務状況調査依頼(1回目)
//	翌年度事業規模アンケート
8月上旬	市町村中学校部活動指導員配置促進事業に向けての調査(神奈川県)
10月上旬	勤務状況調査依頼(2回目)
	執行状況調査



4、本県の部活動に関する方針について

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

部活動の地域移行に係る本県の方針について

1 方針の構成

- 本県の公立中学校における部活動の現状・動向を明らかにする中で、国が示したガイドラインの「Ⅱ新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ大会等の在り方の見直し」の3つの柱に沿い、本県のスポーツ及び文化芸術等に寄与する地域団体等の活動を反映した方針とする。
- 市町村で実施される先行的な取組を紹介し、他の地域での取組の参考となるよう、追録的に整理し、適宜方針を改定していく。

2 方針の構成イメージ

